



# 鳥取県公報

平成 24 年 6 月 12 日 (火)  
号外第 57 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (45) (福祉保健課) . . . . . 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 応急仮設住宅の設置のために支出することができる費用の限度額を次のとおり増額する。

救 助 の 種 類	支出することができる費用の限度額	
	改正後	現 行
応急仮設住宅の設置（1戸当たり）	2,401,000円	2,387,000円

(2) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり減額する。

救 助 の 種 類				支出することができる費用の限度額	
				改正後	現 行
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	住家の全壊、全 焼又は流失によ り被害を受けた 世帯に対して行 う場合	夏季 (4月1日から 9月30日まで)	1人世帯	17,200円	17,300円
			2人世帯	22,200円	22,300円
			3人世帯	32,700円	32,800円
			4人世帯	39,200円	39,300円
			5人世帯	49,700円	49,800円
		冬季 (10月1日から 翌年3月31日ま で)	1人世帯	28,500円	28,600円
			2人世帯	36,900円	37,000円
			3人世帯	51,400円	51,600円
			4人世帯	60,200円	60,400円
			5人世帯	75,700円	75,900円
	住家の半壊、半 焼又は床上浸水 により被害を受 けた世帯に対し て行う場合	夏季 (4月1日から 9月30日まで)	5人世帯	17,400円	17,500円
			冬季 (10月1日から 翌年3月31日ま で)	3人世帯	16,800円
4人世帯				19,900円	20,000円
		5人世帯	25,300円	25,400円	
障害物の除去（1世帯当たり）				133,900円	134,200円

(3) この規則で定める救助の程度、方法及び期間によっては救助の適切な実施が困難なときは、厚生労働大臣と協議して別に救助の程度、方法及び期間を定める。

(4) 施行期日は、公布日とし、(1)は、平成24年4月6日から適用する。

# 規 則

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第45号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(救助の程度、方法及び期間)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 知事は、別表第1に定める救助の程度、方法及び期間によっては救助の適切な実施が困難であると認めるときは、厚生労働大臣の同意を得て、別に救助の程度、方法及び期間を定めるものとする。</u></p> <p>別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与 (1) 略 (2) 応急仮設住宅 ア及びイ 略 ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり<u>2,401,000円以内とする。</u></p> <p>エ〜ク 略</p> <p>2 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (1)及び(2) 略 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。 ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <tr> <td>季別</td> <td>1人世帯</td> <td>2人世帯</td> <td>3人世帯</td> <td>4人世帯</td> <td>5人世帯</td> <td>世帯員数が6人以上1人を</td> </tr> </table>	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を	<p>(救助の程度、方法及び期間)</p> <p>第5条 略</p> <p>別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与 (1) 略 (2) 応急仮設住宅 ア及びイ 略 ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり<u>2,387,000円以内とする。</u></p> <p>エ〜ク 略</p> <p>2 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (1)及び(2) 略 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。 ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <tr> <td>季別</td> <td>1人世帯</td> <td>2人世帯</td> <td>3人世帯</td> <td>4人世帯</td> <td>5人世帯</td> <td>世帯員数が6人以上1人を</td> </tr> </table>	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を
季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を									
季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を									

						増すご とに 加 算 す る 額
夏季〔4月 1日から9 月30日 まで〕	円 <u>17,200</u>	円 <u>22,200</u>	円 <u>32,700</u>	円 <u>39,200</u>	円 <u>49,700</u>	円 7,300
冬季〔10月 1日から翌 年3月31日 まで〕	円 <u>28,500</u>	円 <u>36,900</u>	円 <u>51,400</u>	円 <u>60,200</u>	円 <u>75,700</u>	円 10,400

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員 数が6 人以上 1人を 増すご とに 加 算 す る 額
夏季〔4月 1日から9 月30日 まで〕	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 <u>17,400</u>	円 2,400
冬季〔10月 1日から翌 年3月31日 まで〕	円 9,100	円 12,000	円 <u>16,800</u>	円 <u>19,900</u>	円 <u>25,300</u>	円 3,300

備考 略

(4) 略

4～11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。

(3) 略

13 略

						増すご とに 加 算 す る 額
夏季〔4月 1日から9 月30日 まで〕	円 <u>17,300</u>	円 <u>22,300</u>	円 <u>32,800</u>	円 <u>39,300</u>	円 <u>49,800</u>	円 7,300
冬季〔10月 1日から翌 年3月31日 まで〕	円 <u>28,600</u>	円 <u>37,000</u>	円 <u>51,600</u>	円 <u>60,400</u>	円 <u>75,900</u>	円 10,400

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員 数が6 人以上 1人を 増すご とに 加 算 す る 額
夏季〔4月 1日から9 月30日 まで〕	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 <u>17,500</u>	円 2,400
冬季〔10月 1日から翌 年3月31日 まで〕	円 9,100	円 12,000	円 <u>16,900</u>	円 <u>20,000</u>	円 <u>25,400</u>	円 3,300

備考 略

(4) 略

4～11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,200円以内とする。

(3) 略

13 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県災害救助法施行細則別表第1第1号の(2)のウの規定は、平成24年4月6日から適用する。